

第124号議案 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

- (1) 児童福祉法の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、こども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令が令和7年9月10日に公布され、同年10月1日に施行されたため、条例の一部を改正する。
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が令和7年9月16日に公布・施行されたため、条例の一部を改正する。

2 改正内容（概要）

- (1) 児童福祉法の改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設され、通報義務等の対象となる施設・事業が追加された。また、通報を受けて必要な措置等を講じる所管行政庁についても新たに規定された。
法改正に伴い、上記内容等を定めた児童福祉法第33条の10第2項および第3項が追加されたことを受け、条文中「第33条の10」を「第33条の10第1項」に改める。
- (2) 保育所等の健康診断については、利用乳幼児に対し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等に基づき実施することとなっているが、本改正により、母子保健法に規定する乳幼児に対する健康診査を行った場合に、保育所等の利用開始時の健康診断を省略することができるよう国基準が改正されたため、同様の基準を区基準として定める。

3 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行日

公布の日

(別紙) 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	現 行
<p>○品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例 平成26年7月11日条例第24号 (虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児および職員の健康診断)</p> <p>第18条 家庭保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならぬ。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断または健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u>（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等が<u>それぞれ同表の右欄に掲げる</u>健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、<u>同欄に掲げる</u>健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる</u>健康診断等の結果を把握しなければならない。</p>	<p>○品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例 平成26年7月11日条例第24号 (虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児および職員の健康診断)</p> <p>第18条 家庭保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならぬ。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児または幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の</u>健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が<u>利用乳幼児に対する利用開始時の</u>健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、<u>利用開始時の</u>健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の</u>健康診断の結果を把握しなければならない。</p>

改正後	現 行
<u>児童相談所等における乳児または幼児 (以下「乳幼児」という。)に対する 利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断</u>
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健 康診断または臨時の健康診断</u>
<p>3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳または利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供または法第24条第6項の規定による措置を解除し、または停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳または利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供または法第24条第6項の規定による措置を解除し、または停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>